

佐伯市ファーマーズスクール入校における誓約書

令和 年 月 日

佐伯市長 田中 利明 様

住所

氏名

印

私は佐伯市ファーマーズスクールに入校を申し込むにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

また、下記事項を遵守できなかった場合、研修が中止となっても異議を申し立てることはいたしません。

記

1. 短期研修及び研修期間中は、就農コーチ、佐伯市及び県の指示に従うこと。
2. 就農後は、佐伯市、県、農協の指導に従うこと。
3. 短期研修及び研修期間中、就農コーチとの信頼関係の構築に努め、互いの信用を損ねる行為、就農コーチの利益を損ねる行為を行わないこと。
4. 短期研修及び研修期間中に知り得た研修先の業務上の機密、又は取引に関する顧客情報等（個人情報含む）について口外しないこと。
5. 短期研修及び研修期間中は研修に支障の無いよう心身の健康を保ち、不慮の事故に備え、損害保険及び傷害保険に加入すること。
6. 短期研修及び研修期間中のケガ等に対する補償は、5の傷害保険によるものとし、就農コーチ、市に対し一切の責任を追及しないこと。
7. 短期研修及び研修期間中に係る施設や機械は大切に使用すること。
8. 短期研修及び研修期間中、自己の責任に帰する事由により、就農コーチ及び就農コーチの所有する機械、施設に損害を与えた場合には、5の損害保険によるものとし、その損害を賠償すること。
9. 入校後、地権者との農地契約交渉を行うが、内諾を得た後に、自己都合等（他に良い条件の農地が見つかったため等）により契約や内諾の解消を希望する場合、地権者の了承を得るための交渉に主体的に取り組むこと。また、交渉に関して市に対し一切の責任を追及しないこと。
10. 就農後は、生産者組織（部会等）との連携をとること。
11. 研修期間中及び就農後は各補助事業の要綱を遵守すること。
12. 「佐伯市ファーマーズスクールの注意点」について、確認すること。
13. 「佐伯市ファーマーズスクール研修中の取決書」を遵守すること。